

緊急事態食料安全保障指針

令和3年7月

農林水産省

はじめに

食料は、人間の生命の維持に欠くことのできない基礎的なものであることから、不測の要因により需給がひっ迫するような場合においても、国民への安定的な供給を確保していくことは、国の基本的な責務である（食料・農業・農村基本法第2条）。

このため、「食料・農業・農村基本計画」（平成12年3月閣議決定）においては、不測時に食料供給の確保を図るための対策やその機動的な発動のあり方などを内容とするマニュアルの策定等を行うこととしている。

農林水産省では、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会に食料安全保障マニュアル小委員会（座長：八木宏典 東京大学大学院農学生命科学研究科教授）を設置し、不測時のレベルに応じた生産面、価格・流通面での基本的な対応策やその実施手順などについて意見聴取を行うとともに、食料安全保障に関する関係省庁協議会（以下「協議会」という。）メンバー^注をはじめとする関係府省とも連携をとって検討を進めた。

「不測時の食料安全保障マニュアル」は、このような検討を経て、協議会における合意を得た後に農林水産省において決定したものであり、不測時における的確な対応を行うため、適宜見直し、改定を行うこととしている。

注）協議会を構成する府省

内閣官房、内閣府、防衛省、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省

※本指針は、策定当初「不測時の食料安全保障マニュアル」という題名であったが、平成24年9月の一部改正で「緊急事態食料安全保障指針」とした。なお、策定の経緯等を残しておくため、策定当初の「はじめに」を掲載している。

目 次

I 緊急事態食料安全保障指針

第 1	食料安全保障指針策定の趣旨	7
第 2	平素からの取組	10
第 3	緊急時のレベルの類型と対策の概要	13
第 4	緊急時における対策実施のための体制整備	16
第 5	レベル0における対策	19
第 6	レベル1における対策	22
第 7	レベル2における対策	26
(別紙1)	情報収集項目等	30
(別紙2)	備蓄の活用の考え方、手順	33
(別紙3)	輸入の確保の考え方、手順	35
(別紙4)	緊急増産の実施手順	36
(別紙5)	適正な流通の確保のための指示等の手順	37
(別紙6)	国民生活安定緊急措置法に基づく価格の規制	40
(別紙7)	食料等の割当て・配給の手順	42
(別紙8)	物価統制令による価格の統制	43
(別紙9)	石油の供給が大幅に制約される場合の対策	44
(別紙10)	緊急時の食料安全保障に関する関係府省会合について	47
参 考 資 料		
1	緊急事態食料安全保障指針（全体の考え方）	51
2	緊急事態食料安全保障指針における対策の概要	52
3	緊急事態食料安全保障指針に係る関係法令（抜すい）	53
4	食料安全保障マニュアル小委員会等における検討の経緯	64

(別冊) 緊急事態食料安全保障指針（局地的・短期的事態編）

I 緊急事態食料安全保障指針

(平成14年 3月25日農林水産省決定)

(平成15年 7月25日一部改正)

(平成16年 4月 1日一部改正)

(平成17年 12月27日一部改正)

(平成20年 6月25日一部改正)

(平成23年 9月 1日一部改正)

(平成24年 9月28日一部改正)

(平成27年 10月 1日一部改正)

(令和 3年 1月29日一部改正)

(令和 3年 7月 1日一部改正)

I 緊急事態食料安全保障指針

第1 食料安全保障指針策定の趣旨

1 我が国の食料需給の状況	7
2 世界の食料需給の状況と見通し	7
3 緊急事態食料安全保障指針の趣旨	7
4 食料供給に影響を及ぼす緊急の要因（リスク）	8
(1) 国内における要因（リスク）	8
(2) 海外における要因（リスク）	8

第2 平素からの取組

1 食料自給力の維持向上	10
2 備蓄の運用及び安定的な輸入の確保	10
(1) 適切かつ効率的な備蓄の運用	10
(2) 安定的な輸入の確保	10
3 国内外の食料需給に関する情報の収集・分析・提供	11
4 早期の警戒監視の強化	11
5 食料事情等の各層における理解の促進	11
6 国際的な取組の推進	12
7 関係府省会合の役割	12

第3 緊急時のレベルの類型と対策の概要

1 緊急時のレベルと判定基準等	13
2 緊急時における対策の概要	15
(1) 対策実施のための体制整備	15
(2) 情報収集・分析・提供体制の強化	15
(3) 供給の確保対策	15
(4) 価格・流通の安定対策	15
(5) その他の対策	15

第4 緊急時における対策実施のための体制整備

1 農林水産省における体制整備	16
(1) 農林水産省対策本部の設置及び役割	16
(2) 農林水産省対策本部の構成	16
(3) 地方農政局等における体制整備	17
2 政府一体となった体制整備	17
(1) 体制整備の方針	17
(2) 政府対策本部の設置及び役割	17

第5 レベル0における対策

1 レベル0の判定基準	19
2 対策の基本的考え方	19
3 食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供	19
4 供給の確保対策	20
(1) 備蓄の活用	20
(2) 輸入の確保	20
(3) 食品産業事業者等の取組の促進	20
5 価格・流通の安定対策	20
(1) 価格動向等の調査・監視	20
(2) 関係事業者への要請、指導等	21

第6 レベル1における対策

1 レベル1の判定基準	22
2 対策の基本的考え方	22
3 供給の確保対策	22
(1) 緊急増産	22
(2) 生産資材の確保対策	23
(3) 国民生活安定緊急措置法に基づく輸入の指示	24
4 価格・流通の安定対策	24
(1) 適正な流通の確保のための指示等	24
(2) 国民生活安定緊急措置法に基づく価格の規制	25

第7 レベル2における対策

1	レベル2の判定基準	26
2	対策の基本的考え方	26
3	供給の確保対策	26
(1)	生産転換	26
(2)	既存農地以外の土地の利用	27
4	割当て・配給の実施	28
5	物価統制令による価格の統制	28
6	石油の供給が減少する場合の対応策	28
(1)	石油需給適正化法に基づく基本的対策	28
(2)	更に石油の供給が大幅に制約される場合の対策	29
(別紙1)	情報収集項目等	30
(別紙2)	備蓄の活用の考え方、手順	33
(別紙3)	輸入の確保の考え方、手順	35
(別紙4)	緊急増産の実施手順	36
(別紙5)	適正な流通の確保のための指示等の手順	37
(別紙6)	国民生活安定緊急措置法に基づく価格の規制	40
(別紙7)	食料等の割当て・配給の手順	42
(別紙8)	物価統制令による価格の統制	43
(別紙9)	石油の供給が大幅に制約される場合の対策	44
(別紙10)	緊急時の食料安全保障に関する関係府省会合について	47

参 考 資 料

1	緊急事態食料安全保障指針（全体の考え方）	51
2	緊急事態食料安全保障指針における対策の概要	52
3	緊急事態食料安全保障指針に係る関係法令（抜すい）	53
(1)	食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）	53
(2)	国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）	54
(3)	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 （昭和48年法律第48号）	58
(4)	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 （平成6年法律第113号）	60
(5)	物価統制令（昭和21年勅令第118号）	61
(6)	石油需給適正化法（昭和48年法律第122号）	63
4	食料安全保障マニュアル小委員会等における検討の経緯	64

第1 食料安全保障指針策定の趣旨

1 我が国の食料需給の状況

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものである。しかしながら、我が国の食料自給率は年々低下し、供給熱量ベースでは、昭和40年度は73%であったものが、近年は40%前後で推移しており、今や主要先進国で最も低い水準となっている。生産額ベースの食料自給率も86%から70%を下回る水準に低下している。

また、我が国の食料の輸入は、少数の特定の国・地域への依存度が高い。

2 世界の食料需給の状況と見通し

世界の人口増加や新興国の経済成長、所得水準の向上が継続し、今後とも世界の食料や飼料、エネルギー、肥料資源等の需要の増大が続くと見込まれる一方、地球温暖化等の気候変動の進行により、農作物の生産可能地域の変化や、異常気象による大規模な不作の頻発等、食料供給面への影響も懸念されており、世界の食料需給は、中長期的にひっ迫する可能性がある。

農業生産は、自然条件の制約を強く受け生産量の変動しやすいこと、また、生産に一定の期間を要すること等から、需給事情の変動に迅速に対応することが困難であるという特質を持っている。

これに加え、農産物は、基本的にはまずそれぞれの国の国内消費に仕向けられ、その余剰が輸出に回されるものであることから、生産量のうち輸出に回されるものの割合は概して低いという特徴がある。また、農産物貿易においては、少数かつ特定の国・地域が主要な農産物の輸出について大きな割合を占める構造になっている。

このため、世界の食料需給は、主要輸出国や大消費国における作柄変動等の影響を受けやすく、そもそも不安定な側面が強いが、近年、異常気象による農業生産の変動の可能性が高まっていることや経済全体の先行きが不透明であること等から、今後は、短期的な不安定性が増大すると見込まれる。

3 緊急事態食料安全保障指針の趣旨

緊急事態食料安全保障指針（以下「本指針」という。）は、以上のように我が国において、国民に対する食料の供給が不安定な要素を有していることを踏まえ、緊急の要因により食料供給に影響が及ぶ可能性のある事態に的確に対処するため、政府として講ずべき対策の基本的な内容、根拠法令、実施手順等を示したものである。

本指針の内容については、適宜見直し、改定を行う。

4 食料供給に影響を及ぼす緊急の要因（リスク）

我が国の食料供給に影響を及ぼす緊急の要因（リスク）として、以下のものが想定される。

（１）国内における要因（リスク）

- ① 大規模自然災害や異常気象
- ② 感染症の流行
- ③ 家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫
- ④ 食品の安全に関する事件・事故
- ⑤ 食品等のサプライチェーンの寸断
- ⑥ 地球温暖化等の気候変動

（２）海外における要因（リスク）

- ① 大規模自然災害や異常気象
- ② 感染症の流行
- ③ 家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫
- ④ 食品の安全に関する事件・事故
- ⑤ 港湾等での輸送障害
- ⑥ 輸出国等における紛争、政情不安、テロ
- ⑦ 輸出国における輸出規制
- ⑧ 輸出国－輸入国間等の貿易上の障害の発生（貿易摩擦）
- ⑨ 為替変動
- ⑩ 石油等の燃料の供給不足
- ⑪ 地球温暖化等の気候変動
- ⑫ 肥料（養殖用飼料）需給のひっ迫
- ⑬ 遺伝資源の入手困難
- ⑭ 水需給のひっ迫
- ⑮ 単収の伸び率の鈍化
- ⑯ 水産資源の変動
- ⑰ 人口増加に伴う食料需要増加
- ⑱ バイオ燃料向け需要の増加
- ⑲ 新興国との輸入の競合

※（２）における「輸出国」及び「輸入国」は、世界の穀物等の貿易における主要輸出国及び主要輸入国をいう。

注：本指針は、緊急の要因により我が国の食料の供給が量的に減少するおそれのある事態に対処するため、政府として講ずべき対策を示すものであり、食品の安全性そのものやその確保のために講じる対策については対象としない。

第2 平素からの取組

緊急時の食料安全保障のためには、平素から、農業生産の基本となる農地・担い手の確保、農業技術水準の向上等を通じ、先進国中最も低い水準となっている我が国の食料自給率を高めるとともに、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力である食料自給力の維持向上を図る必要がある。また、適切かつ効率的な備蓄の運用及び安定的な輸入の確保により、食料の供給が不足する場合に備えることが必要である。

こうした取組と併せ、本指針に示す対策を機動的に実施できるよう、国内外の食料需給に関する情報の収集・分析体制を確立し、常時食料供給量の予測を行う必要がある。

1 食料自給力の維持向上

生産基盤の整備や耕作放棄の発生の抑制等を通じた優良農地、農業用水等の農業資源の確保を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき農業就業者や漁業就業者の育成及び確保を図る。また、農作物の単収や品質の向上等に関する農業技術の開発・普及を図る。

水産物については、我が国周辺水域における水産資源の適切な保存及び管理等に取り組む。

2 備蓄の運用及び安定的な輸入の確保

(1) 適切かつ効率的な備蓄の運用

消費者、実需者への安定的な食料の供給を確保するため、主食である米と、供給の多くを輸入に依存している小麦及び飼料穀物について、これまでの国内外での不作や輸出国における輸送問題の発生等を考慮し、一定数量の備蓄を実施する。これらの備蓄については、国内外における緊急の要因により食料の供給が不足する場合に備え、適切かつ効率的な運用を行う。

(2) 安定的な輸入の確保

国内生産では需要を満たすことができない農産物については、緊急の要因が発生した場合に輸入への影響ができるだけ小さくなるよう、平素から食料輸出国との間の良好な関係を維持するとともに、主要輸出国との安定的な貿易関係の形成及び緊密な情報交換、加えて調達先の多角化による穀物の安定供給に資する港湾機能の確保や穀物物流における船舶の大型化に柔軟に対応できる流通基盤の強化等を図る。

具体的には、6に述べる国際的な取組の推進や、想定される様々な緊急の事態等

において輸入を円滑に実施することができるよう、代替輸入先として考えられる国の農作物の栽培状況、品種及び品質の特性、安全性上の問題、保管状況、輸出港の状況等を把握するとともに、輸入の拠点となる港湾ターミナルについて、緊急事態等に対応した能力の確保に努める。

3 国内外の食料需給に関する情報の収集・分析・提供

本指針に示す対策が機動的に実施できるよう、国内外の食料需給に関する情報について、平素から農林水産省内及び関係府省並びに関係機関等との情報収集・連絡体制を確立する。

農林水産省において、常時、国内外の食料需給の見通しや価格動向、生産資材の確保状況等について一元的に情報収集するとともに、我が国の食料供給に与える影響を予測・分析する。

また、国内外の食料需給動向等について国民に周知するため、関係機関等と連携して各種媒体を通じた情報発信機能の更なる充実・強化を図る。

4 早期の警戒監視の強化

主要な輸入農産物の国際相場の高騰や国内における重大な自然災害の発生、感染症のまん延等により、我が国の食料供給への影響度合いは明らかではないものの、何らかの影響が懸念される事案が発生した場合は、早期注意段階として警戒監視を強化する。

同段階においては、適切な状況把握を行うため情報の収集・分析を強化するとともに、その結果に基づき、消費者、生産者、関連事業者等への情報発信やその他必要な対策を講じる。

5 食料事情等の各層における理解の促進

本指針に示す対策が円滑に実行されるためには、対策の実施に当たる政府はもとより、地方公共団体、生産者、食品産業事業者、消費者等がそれぞれの立場から取り組むことが必要である。

このため、世界有数の食料純輸入国となっている我が国の食料供給構造や食生活の現状、問題点等についての積極的な情報提供や食育の充実を図るとともに、都市と農村との交流、市民農園の整備を推進することを通じ、国民の食料、農業に対する理解と関心を深める。

これとあわせて、本指針に示す対策の考え方、国民一人一人が日頃から緊急時に対応するための備えを行う重要性について、国内における各層の理解を促進する。

また、食品産業事業者等が緊急時においても事業を継続できるよう、食品産業事業者等に対し、緊急時における危機管理体制や重要業務継続のための措置等を取りまとめた事業継続計画等の策定及び定期的な点検・見直しを促進する。

6 国際的な取組の推進

我が国は食料の多くを海外に依存しており、「世界の食料安全保障」と我が国の食料安全保障は密接な関係がある。このため、平素から「世界の食料安全保障」の強化について、関連国際会議における議論を深めるとともに、我が国の貢献として、多様な農業の共存、持続可能な食料生産の拡大、生産性の向上、我が国食産業の海外展開を通じたグローバル・フードバリューチェーンの構築、民間投資が責任ある形で行われるような枠組みの形成、安定的な農産物市場及び貿易システムの形成、農産物市場の適時正確な情報の共有及びその透明性の向上のための取組を関係国と連携して推進する。

例えば、食料価格乱高下に適切に対処するためには、適時正確な農業市場情報等を国際的に共有することが必要であることから、G20における農業市場情報システム（AMIS）の取組を推進するとともに、AMISの枠組みの一つである政策協調を促進する迅速対応フォーラム（RRF）において、各国間の政策協調や共通戦略の策定等に関して、関係国及び国際機関と連携して適切に対応する。また、アジア太平洋地域の取組を集大成し、域内の食料安全保障の取組への支援、確保に貢献するAPECにおけるアジア太平洋食料安全保障情報プラットフォーム（APIP）、食料安全保障に必要な信頼性のある情報をタイムリーに提供しているASEAN食料安全保障情報システム（AFSIS）等の取組を推進する。

7 関係府省会合の役割

第2の1から6までの取組が確実に推進されること及び緊急時における対策が確実に実施されることを担保するため、担当府省ごとに行動計画等を平素から策定しておくとともに、「緊急時の食料安全保障に関する関係府省会合」を必要に応じて開催し、関係府省における取組のフォローアップを行う。（別紙10参照）

また、緊急時においても食料の安定供給を確保するために、平素から、食料の安定供給に影響を与える事態の発生を未然に防止し、又はその影響を緩和するため、食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある要因（リスク）の検証などの食料供給に関する取組について、「緊急時の食料安全保障に関する関係府省会合」において必要に応じて検討を行う。

第3 緊急時のレベルの類型と対策の概要

1 緊急時のレベルと判定基準等

我が国の食料供給に影響を及ぼす可能性のある事態が発生した場合においては、事態の深刻度に応じた対策を講じる必要がある。本指針においては、事態の深刻度により以下の3つのレベルを設定し、それぞれのレベルに応じた対策を整理する。

○ 緊急時のレベル

事態の原因となりうる要因(例)	想定される事態(例)	判定基準	レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害や異常気象 ・感染症の流行 ・家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫 ・食品の安全に関する事件・事故 ・食品等のサプライチェーンの寸断 	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国における大不作の予測 ・主要輸出国における大不作の予測、輸出規制の動き ・主要輸出国における突発的な事件・事故等による貿易等の混乱 ・安全性の観点から行う食品の販売等の規制 	<p>事態の推移いかんによっては、特定の品目の需給がひっ迫することにより、食生活に重大な影響が生じる可能性がある場合</p> <p>〔レベル1以降の事態に発展するおそれがある場合〕</p>	レベル0
<ul style="list-style-type: none"> ・輸出国等における紛争、政情不安、テロ ・バイオ燃料向け需要の増加 ・新興国との輸入の競合 	<ul style="list-style-type: none"> ・米の大不作の発生(例:平成5年の米の不足) ・主要輸出国における輸出規制の実施(例:昭和48年の大豆の価格高騰) 	<p>国民が最低限度必要とする熱量の供給は可能と見込まれるものの、特定の品目の需給がひっ迫することにより、食生活に重大な影響が生じるおそれがある場合</p> <p>〔特定の品目の供給が、平時の供給を2割以上下回ると予測される場合を目安〕</p>	レベル1
	<ul style="list-style-type: none"> ・穀物、大豆及び関連製品の輸入の大幅な減少 	<p>国民が最低限度必要とする熱量の供給が困難となるおそれがある場合</p> <p>〔1人1日当たり供給熱量が2,000キロカロリーを下回ると予測される場合を目安〕</p>	レベル2

(注) 緊急時のレベルの判定の考え方

食料安全保障の観点からは、基礎的な指標である熱量について、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じさせないために必要な量の供給を確保することが基本となる。

このためには、少なくとも現在の摂取熱量が維持できるだけの供給が行われれば、国民生活又は国民経済に著しい支障が生じることはないと考えられるので、この水準を供給することが一つの目安となる。また、深刻な食料不足が解消された昭和20年代後半における供給熱量の実績も踏まえて、1人1日当たり供給熱量が2,000キロカロリー（現状から概ね2割減少した水準）を下回ることをもって、レベル2の判定基準とする。

一方、食料安全保障上確保すべき供給熱量の確保は可能であっても、特定の品目の供給が減少することにより、食品の構成等食生活の内容が変化せざるを得ないおそれがある場合には、不足する品目の供給を増加させることが必要である。

この際、すべての品目について供給が概ね2割減少すればレベル2に該当することとなるので、これを踏まえ、特定の品目について供給が減少する場合にも、その供給が2割減少することをもって、レベル1の判定基準とする。なお、判定の際には需要の動向についても勘案することとする。

また、緊急時の初期段階においては、レベル1やレベル2のような深刻な事態に発展しないよう、初動的・予防的対策を行うことが重要であることから、事態の推移いかんによっては、特定の品目の需給がひっ迫することにより、食生活に重大な影響が生じる可能性がある場合（レベル1やレベル2のような事態に発展するおそれがある場合）をレベル0の判定基準とする。なお、レベル0は、初動的・予防的対策を講じる段階であるという性格上、あえて定量的な基準を設定しないこととする。

「特定の品目の供給」については、小麦、大豆等の個別の品目で判定することを基本とするが、類似品目間の代替性の強さ等を考慮して、類別できるものについては、いも類、野菜、肉類、牛乳乳製品、魚介類等の区分で判定する。

(参考) 「供給熱量」と「摂取熱量」について

熱量の示し方としては、台所や加工工場に届けられた可食部分の熱量である供給熱量（農林水産省「食料需給表」による。）と、実際に食べられた熱量である摂取熱量（厚生労働省「国民健康・栄養調査」による。）の2種類がある。この両者は調査方法の違いがあるため単純には比較できないが、供給熱量の方が摂取熱量を上回っている。

○ 食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある要因（リスク）の検証

世界的な人口増加等による食料需要の増大、気候変動による生産減少など、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々な要因（リスク）が顕在化しつつあり、中長期的な食料需給のひっ迫が懸念されている。また、自然災害や輸送障害などの一時的・短期的に発生するリスクも存在している。

このため、主要な農林水産物の供給に影響を与える可能性のあるリスクについて、その影響度合等を平時から分析し、影響を軽減するための対応策の検討、見直しを実施する。

2 緊急時における対策の概要

緊急時における対策の概要は、以下のとおりである。

(1) 対策実施のための体制整備

- ① 農林水産省における体制整備
- ② 政府一体となった体制整備

(2) 情報収集・分析・提供体制の強化

国内外の需給・価格動向等に関する情報収集・分析・提供体制の強化

(3) 供給の確保対策

- ① 米、小麦及び飼料穀物の備蓄の活用
- ② 輸入先の多角化及び代替品の輸入の確保
- ③ 食品産業事業者等における廃棄の抑制、規格外品の流通等の取組の促進
- ④ 増産可能な品目の緊急増産や熱量確保を優先した生産転換
- ⑤ 種子・種苗、肥料、農薬等の生産資材の確保
- ⑥ 既存農地以外の土地の利用

(4) 価格・流通の安定対策

- ① 価格動向等の調査・監視
- ② 価格・流通の安定のための関係事業者への要請、指導等
- ③ 適正な流通の確保のための売渡し、輸送、保管に関する指示等
- ④ 国民生活安定緊急措置法に基づく標準価格及び特定標準価格の設定
- ⑤ 国民生活安定緊急措置法又は食糧法に基づく割当て・配給
- ⑥ 物価統制令による価格の統制

(注) 食糧法とは「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」のことである（以下「食糧法」という。）。

(5) その他の対策

石油の供給が大幅に不足する場合における農林漁業者等への優先的な確保、資材の確保量に応じた農法への転換等

第4 緊急時における対策実施のための体制整備

1 農林水産省における体制整備

(1) 農林水産省対策本部の設置及び役割

農林水産省においては、平素から農林水産省内及び関係府省並びに関係機関等との連絡体制の強化に努めるとともに、国内外の食料需給に関する情報及び我が国の食料供給に影響を及ぼす可能性のある事態に関する情報の収集・分析を行い、事態の推移いかんによっては、食生活に重大な影響が生じる可能性がある場合には、大臣の指示により農林水産省対策本部を設置する。

ただし、農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画（平成17年10月28日農林水産大臣決定）に基づく農林水産省国民保護対策本部、農林水産省新型インフルエンザ等対策行動計画（平成20年12月5日農林水産省決定）に基づく農林水産省新型インフルエンザ等対策本部等が設置される場合で、武力攻撃や新型インフルエンザ等によって食生活に重大な影響が生じる可能性があるときは、上記の農林水産省対策本部は設置せず、その処理すべき事務は農林水産省国民保護対策本部、農林水産省新型インフルエンザ等対策本部等において処理するものとする。

農林水産省対策本部は、

- ① レベル0における対策の実施
 - ② 政府対策本部の設置の要請
 - ③ レベル1又はレベル2において農林水産省が講ずべき対策の実施等
- 等に当たる。

(2) 農林水産省対策本部の構成

- ① 農林水産省対策本部の構成は次のとおりとする。

本部長 農林水産大臣

本部長代理 農林水産副大臣

副本部長 農林水産大臣政務官

本部員 農林水産事務次官、農林水産審議官、大臣官房長、大臣官房総括審議官、大臣官房総括審議官（新事業・食品産業担当）、大臣官房技術総括審議官、大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、大臣官房新事業・食品産業部長、大臣官房統計部長、消費・安全局長、輸出・国際局長、農産局長、畜産局長、経営局長、農村振興局長、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官、関東農政局長、関東農政局地方参事官（東京）

ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

- ② 農林水産省対策本部の事務を処理させるため、事務局を設置し、大臣官房総括審議官を事務局長とする。
- ③ 農林水産省国民保護対策本部又は農林水産省新型インフルエンザ等対策本部から要請があった場合は、②の事務局を設置し、必要事項を検討の上、事務局長は、検討結果を当該検討を要請した対策本部へ報告するものとする。

(3) 地方農政局等における体制整備

本指針に示す対策の円滑な実施を図るため、農林水産省対策本部が必要があると認めるときは、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局等の出先機関においても、(2)に準じた体制を整備する。

2 政府一体となった体制整備

(1) 体制整備の方針

緊急時において食料の供給を確保し、価格・流通の安定を図るためには、食料の生産から流通、消費に至る広範な分野にわたり各般の対策を実施する必要がある。これらの対策が効果的に実施されるためには、関係府省が緊密に連携することが重要であるので、政府一体となった体制を整備する。

(2) 政府対策本部の設置及び役割

- ① 農林水産大臣は、緊急事態（レベル1又はレベル2）の発生が見込まれる場合は、内閣総理大臣（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第10条第1項に基づき武力攻撃事態等対策本部（以下「武力攻撃事態等対策本部」という。）が設置されている場合は、併せて武力攻撃事態等対策本部長）に報告する。
- ② 緊急事態に対処するため政府一体となった体制を整備する必要がある場合には、政府対策本部を設置する。
- ③ 政府対策本部は、緊急事態のレベルを判定するとともに、食料の安定供給の確保のため政府一体となって取り組むべき対策を決定する。

また、武力攻撃事態等対策本部等が設置されている場合は、政府対策本部は、武力攻撃事態等対策本部等と連携を図る。

(注) 政府対策本部における記録の作成等について

政府対策本部の会合が開催された場合は、以下の点に留意して記録の作成等を行う。

- 会合が開催されたら、速やかに会合の開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記録した議事録又は議事概要、決定又は了解を記録した文書、配付資料等について記録を作成する。
- やむを得ず事後に記録を作成する場合においても、会合開催後3ヶ月以内に作成するものとし、議事録又は議事概要の作成に当たっては、会合の音声データ等に基づくものとする。
- 記録は、政府対策本部の事務局又は事務局に協力する府省において作成する。
- 本指針を活用した訓練を実施する際には、記録の作成についても訓練内容に含める。

第5 レベル0における対策

1 レベル0の判定基準

事態の推移いかんによっては、特定の品目の需給がひっ迫することにより、食生活に重大な影響が生じる可能性がある場合(レベル1やレベル2のような事態に発展するおそれがある場合)をレベル0とする。

具体的には、事態の推移いかんによっては、特定の品目の供給が、平時の供給を2割以上下回るような事態に発展する可能性がある場合を目安とする。

2 対策の基本的考え方

レベル0とは、輸入の減少等により食料の供給が減少する徴候が現れ、事態の推移いかんによっては、需給がひっ迫することにより、国民の食生活に重大な影響が生じる可能性がある場合である。このため、レベル0においては、レベル1以降の深刻な事態に発展しないよう機動的に初動的・予防的対策を行うことが重要であり、

- ① 緊急の要因に即応した情報の収集・分析・提供
- ② 備蓄の活用や輸入の確保等による当面の食料供給の確保
- ③ 価格動向等の調査・監視及び関係事業者に対する行政指導

等の対策によりレベル1以降の事態に至らないよう努める。

3 食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供

緊急の要因により、事態の推移いかんによっては、レベル1以降の事態に発展するおそれがある場合は、平素から行っている国内外の食料需給に関する情報の収集・分析・提供体制を強化する。

このため、緊急の要因に即応した情報の収集・連絡体制を敷くとともに、収集・分析した情報に基づき各種媒体を通じ、需給・価格の動向、実施する対策の取組内容等について適時適切な広報活動等を行う。これにより、国民・市場の不安感の払拭に努めるとともに、国民の理解と協力を求める。

具体的には、食料の供給を見通すために必要な事項について情報収集することにより、緊急の要因が我が国の食料の供給に及ぼす影響の程度について分析し、その分析結果及び実施する対策の内容等を迅速かつ的確に情報提供する(具体的な事項は別紙1を参照)。

4 供給の確保対策

(1) 備蓄の活用

一定数量の備蓄を実施している米、小麦及び飼料穀物の供給が減少する場合等には、国民・市場の不安感を払拭するため、供給不足が見込まれる数量を踏まえ、備蓄を計画的に活用し供給を確保する。

(具体的な手順は別紙2を参照)

(2) 輸入の確保

農林水産省は、国内外の不作等により供給の減少が生じるような場合には、供給を確保するため、関係府省と連携し、輸入先の多角化を図るとともに、関係事業者に対しても、輸入先の多角化を要請し、供給が不足する農産物と代替し得る製品の輸入の確保を図る。この際、国際相場や当該品目の輸入を行っている開発途上国等への影響にも十分配慮する。(具体的な手順は別紙3を参照)

あわせて、農林水産省は、輸入品の安全性及び品質の確保について十分留意するとともに、消費者への適切な情報提供を行う。

(3) 食品産業事業者等の取組の促進

緊急時の食料供給の確保のためには、備蓄の活用や輸入の確保と併せ、生産者、食品産業事業者、消費者等の協力により、供給の促進及び需要の抑制を図ることが重要である。このため、

- ① 生産者及び生産者団体に対しては、農産物の計画的な早期出荷や規格外品の出荷の促進を要請する。
- ② 食品産業事業者に対しては、廃棄の抑制、規格外品の流通等についての取組の促進を要請する。
- ③ 消費者に対しては、買いだめ、買い急ぎを行わないことや、食べ残し・廃棄の抑制への取組を要請するとともに、供給が可能な代替品について情報提供等を行うことにより消費の転換を促進する。

5 価格・流通の安定対策

(1) 価格動向等の調査・監視

農林水産省は、関係府省と連携し、食料並びに食料生産に必要な種子・種苗、肥料、農薬及び飼料(以下「食料等」という。)の価格動向等の調査・監視として、

- ① 農林水産省が実施する調査及び地方公共団体との連携による情報把握
- ② 業界・団体等からの在庫保管状況等の報告要請

③ 製品ごとの需給協議会等における情報交換や需給予測等を実施する。

(2) 関係事業者への要請、指導等

食料等の価格動向等に関する情報を基に、事態の状況等に応じ、買占め、売惜しみ及び便乗値上げの防止、生産者団体等における国内農産物の集出荷量の確保等の食料等の安定供給に係る取組や、事態に応じた事業継続計画等の点検・見直しといった関係者による自主的な取組を促進する。

また、必要に応じ、関係事業者に対し、価格の届出・報告を求める等の協力を要請する。

第6 レベル1における対策

1 レベル1の判定基準

輸入の減少等により食料の供給が減少し、国民が最低限度必要とする熱量の供給は可能と見込まれるものの、特定の品目の需給がひっ迫することにより、食生活に重大な影響が生じる可能性がある場合を、緊急事態のレベル1とする。

具体的には、翌年における特定の品目の供給が、平時の供給を2割以上下回ると予測される場合を目安とする。なお、判定の際には需要の動向についても勘案することとする。

2 対策の基本的考え方

レベル1とは、特定の品目の需給のひっ迫、価格上昇により国民が当該品目を入手することが困難となり、国民の食生活に重大な影響が生じる可能性がある事態である。このような事態に適切に対応していくためには、レベル0の対策を更に強力に推進するとともに、必要に応じ当該品目の需給・価格対策に関し、より強力的な措置を実施する必要がある。

なお、レベル1は食生活に重大な影響が生じる可能性があるものの、レベル2のように国民が最低限度必要とする供給熱量の確保が困難となるおそれのある状況ではない。このため、レベル1においては、政府による統制経済的対策を講ずるのではなく、あくまで市場メカニズムを基本としつつ、規制措置を講ずる場合にあっても必要最小限の措置とする。

3 供給の確保対策

(1) 緊急増産

政府対策本部は、輸入の減少等により特定の品目の供給が減少し、食生活に重大な影響が生じる可能性がある場合において、当該品目の供給を確保するため必要があるときは、当該品目についての緊急増産を内容とする緊急食料確保計画（仮称）（以下「食料確保計画」という。）を決定する（具体的な手順は別紙4を参照）。

① 緊急増産の目的

輸入の減少等により特定の品目の供給が平時の8割以下に減少する場合、当該品目の供給を少なくとも平時の8割の水準まで回復させる。

② 増産の対象品目

供給が減少する品目のうち国内で増産可能な品目とする。

③ 作付けの基本的考え方

対象品目の増産に当たっては、他の品目を減少させないことを原則とし、表作の不作付地の解消、裏作可能地での裏作の拡大により増産を行う。

また、より生産性を高め、国民への安定供給を図るため、可能な範囲内で品種、作期、栽培方法等の変更を行う。

④ 品目ごとの考え方

ア 水稻については、水田の表作不作付地を中心に増産を行う。

イ 小麦については、作期の競合を避けるため表作作物の品種等の変更を行い、裏作可能地での増産を行う。

ウ 大豆については、水田の表作を中心に増産を行う。

エ 飼料穀物については、国内での増産は困難であることから、小麦、大豆の生産への影響に配慮し、代替性のある飼料作物を可能な範囲内で増産する。

その場合の畜産物の生産は、大家畜については、増産される飼料作物を最大限活用した飼料給与形態に転換し、中小家畜については、食品残さ等を利用しつつ、飼料穀物の供給に応じた水準での生産を行う。

オ なお、国民に対する動物性たんぱく質供給において大きな役割を果たす水産物については、水産資源の持続的利用が確保される範囲内で生産の増大を図るとともに、非食用（養殖用の餌料等）から食用への転換を行う。

(2) 生産資材の確保対策

農林水産省及び関係府省は、生産計画に記載された生産資材の確保状況に照らし、食料確保計画に基づく緊急増産が円滑に実施されるよう、必要な生産資材の確保のための措置を講じる。

① 種子・種苗

種子・種苗については、緊急増産を効果的に行うため、多収性品種や早生品種等を中心に、食用等から種子・種苗用に転用することにより緊急増産に必要な数量を確保することとし、農林水産省は、生産関係団体等に対し食用等としての出荷抑制及び種子・種苗用への出荷の要請を行う。

農林水産大臣は、これによっても食料確保計画の実施に必要な数量の確保が困難と認める場合には、緊急増産を実施する地域へ種子・種苗を供給するため、政府対策本部の決定を経て国民生活安定緊急措置法に基づく割当て・配給等を行う

ことにより、必要な数量の確保に努める。

② 肥料及び農薬

肥料及び農薬については、農林水産省（化学肥料（炭酸カルシウムを除く。）の輸出、輸入及び生産に関することは経済産業省）は、生産業者等に対し増産等の要請を行い、必要量の確保に努める。

農林水産大臣（化学肥料（炭酸カルシウムを除く。）の生産に関することは経済産業大臣）は、これによっても食料確保計画の実施に必要な数量の確保が困難と認める場合には、政府対策本部の決定を経て国民生活安定緊急措置法に基づく生産の指示を行うことにより、必要な数量の確保に努めるとともに、国民生活安定緊急措置法に基づく割当て・配給等を行う。

③ 飼料

農林水産省は、飼料穀物の輸入の減少に対応し、備蓄穀物の効率的な活用を推進するとともに、大家畜については、粗飼料を最大限活用した飼養形態に転換し、効率的に畜産物の生産を行うよう関係団体等に要請を行う。

農林水産大臣は、これによっても飼料穀物の効率的利用が困難であると認める場合には、政府対策本部の決定を経て国民生活安定緊急措置法に基づく割当て・配給等を行う。

（3）国民生活安定緊急措置法に基づく輸入の指示

農林水産大臣は、物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、食料の輸入の促進により対処する必要があると認めるときは、国民生活安定緊急措置法に基づき、輸入の事業を行う者に対し、輸入の指示を行う（具体的な手順は別紙3を参照）。

4 価格・流通の安定対策

（1）適正な流通の確保のための指示等

価格・流通に関する要請、指導等を行っても、食料等の地域間の需給不均衡の発生や買占め、売惜しみの横行等、適正な流通が確保されないおそれがあると認められるときは、国民生活安定緊急措置法、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）又は食糧法に基づき、売渡し、輸送、保管に関する指示等を行う（具体的な手順は別紙5を参照）。

(2) 国民生活安定緊急措置法に基づく価格の規制

物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、価格・流通に関する要請、指導等を行っても価格の安定が図られないおそれがあると認められるときは、当該食料等について国民生活安定緊急措置法に基づき標準価格を設定し、小売業者が販売価格と併せ、その標準価格を一般消費者の見やすいように表示することを義務付ける。また、販売価格が標準価格を超えていると認めるときは、標準価格以下で販売するよう指示し、指示に従わない場合はその旨を公表する。

さらに、標準価格の設定によってもなお当該食料等の価格の安定を図ることが困難で、特に必要のある場合には、特定標準価格を設定し、これを超える価格で販売した場合は、課徴金の納付を命じる（具体的な手順は別紙6を参照）。

第7 レベル2における対策

1 レベル2の判定基準

輸入の減少等により食料の供給が減少し、国民が最低限度必要とする熱量の供給が困難となるおそれのある極めて深刻な場合を、緊急事態のレベル2とする。

具体的には、翌年における1人1日当たり供給熱量が2,000キロカロリーを下回ると予測される場合を目安とする。

2 対策の基本的考え方

レベル2とは、食料全般が著しく不足する事態であり、市場メカニズムに委ねていたのでは、国民が生命の維持に最低限度必要な食料さえも入手できなくなるおそれのある事態である。このような事態の深刻さにかんがみ、必要に応じてレベル0及びレベル1の対策を更に強力に推進するとともに、国民の理解と協力の下に、生産から流通、消費に至る広範な分野にわたり法律に基づく規制等を強化しつつ、熱量確保を優先した農業生産への転換を実施することにより、国民が最低限度必要とする熱量を確保するとともに、国民に食料を公平に配分するため割当て・配給及び物価統制を実施する。

3 供給の確保対策

(1) 生産転換

政府対策本部は、平時の食料消費の状況からの乖離を極力小さく留めることを前提に、必要とする供給熱量を確保するため、地域の農業生産の実態も踏まえ、非食用作物等から熱量効率の高い作物への生産転換を内容とする食料確保計画を策定し、緊急増産の実施手順に規定する手順に準じて実施する。

この場合、第6の3の(2)に準じて生産資材の確保を行うとともに、生産転換の実施に伴う農作業の確実な実施のため、作業者の確保や作業機械の効率的な利用の促進を図る。

あわせて、生産転換を円滑に実施するための奨励等の措置及びその具体的内容については、引き続き検討を行う。

① 生産転換の目的

輸入の減少等により1人1日当たり供給熱量が2,000キロカロリーを下回ることとなる場合、熱量効率の高い作物への生産転換により必要な供給熱量を確保する。

この場合、レベル1における緊急増産実施後の供給熱量との関係を踏まえ、可能な限り2, 200キロカロリー程度の供給を目指し、輸入の途絶といったより厳しい事態にまで達した場合でも、最低限2, 000キロカロリーの供給を確保する。

② 作付けの基本的考え方

レベル1における緊急増産と同様に、表作の不作付地の解消、裏作可能地での裏作の拡大を行い、これに加えて熱量効率の高い作物への生産転換を行う。

また、国民に対し、できる限り多くの熱量を供給し得るよう、品種、作期、栽培方法等の変更を併せて行う。

③ 品目ごとの考え方

ア 小麦については、作期の競合を避けるため表作作物の品種等の変更を行い、裏作可能地での増産を行う。

イ 大豆については、水田の表作を中心に増産を行う。

ウ 熱量確保のため、なお水田の表作不作付地が存在すれば水稻の増産を行う。

エ これらによっても必要な熱量が供給できない場合には、畑の表作でいも類の増産を行う。

このために必要な面積は、以下の順序で非食用作物等の作付けを減少させることにより確保する（ただし、これらの品目についても、一定量の供給の確保のため、場合により作付けの一部を残す。）。

- a 花き、工芸作物（供給熱量がゼロ）
- b 飼料作物（熱量効率が最も低い）
- c 野菜（熱量効率が低いが、栄養素として重要）
- d 果樹（永年性で減少後の回復は困難）

オ なお、畜産物の生産は、大家畜については、飼料作物、野草等の粗飼料を最大限活用して一定水準の生産を維持し、中小家畜については、食品残さ等の利用により可能な限り生産を維持しつつ、飼料穀物の供給の減少の程度に応じて計画的にと畜する。

（2）既存農地以外の土地の利用

既存農地だけで熱量効率の高い作物への生産転換を行っても必要な熱量の確保が困難な場合には、既存農地以外の土地においても食料生産を行う必要がある。

このような場合には、政府対策本部が、食料確保計画において、土地利用に関する法令の規定に基づき、既存農地以外の土地であって比較的容易に食料生産を行い得る土地において食料生産を行うことを決定し、その円滑な実施に当たる。

さらに、緊急事態が相当の期間にわたって継続すると見込まれる等の理由により政府対策本部が必要と認める場合は、それ以外の土地についても食料の生産を目的として利用できるよう整備を進める。

4 割当て・配給の実施

国民に対し、食料の公平な配分がなされるよう、割当て・配給によらない譲渡等を制限し、対象品目については政府による需給の把握の下で割当て・配給により供給する。

そのため、政府対策本部の決定を経て、米穀については、食糧法に基づき必要な措置を講じ、その他の食料等については、物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合には、国民生活安定緊急措置法に基づき割当て・配給の措置を講じる（具体的な手順は別紙7を参照）。

5 物価統制令による価格の統制

国民生活安定緊急措置法に基づく標準価格の設定、特定標準価格の設定又はその他の措置を講じても価格の安定を確保することが困難であると認められるときは、4の措置と併せて物価統制令に基づく公定価格としての統制額を指定する措置を講じ、経済的な秩序の維持を図る（具体的な手順は別紙8を参照）。

6 石油の供給が減少する場合の対応策

(1) 石油需給適正化法に基づく基本的対策

我が国への石油の大幅な供給の不足が生ずる場合には、石油需給適正化法に基づき、政府は、農林漁業者等の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業を行う者に対し、石油の供給を優先的に確保するよう配慮する。また、経済産業大臣は、農林漁業者等の公益性の強い事業を行う者に対する石油の円滑な供給を確保する必要があると認めるときは、石油販売業者に対し、石油の供給のあっせんをするよう指導するとともに、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、石油のあっせんの指導を要請する。

農業生産上不可欠な生産資材を製造する化学肥料製造業、農薬製造業については、大口石油使用者の使用の制限、大口石油使用者以外の使用の節減目標の設定に当たって、他の石油需要の動向を十分踏まえつつ、制限又は節減の割合が小さくされるように検討する。

(2) 更に石油の供給が大幅に制約される場合の対策

(1) の対策によっても農林漁業者や農業生産資材製造業者に対して、大幅に石油の供給が制約されることとなる場合には、国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業及び活動全体との関係にも十分配慮しながら、必要な供給熱量を確保する上で重要な穀物、いも類への生産資材の重点的な配分（割当て・配給等の実施）と、資材の確保量に応じた農法への転換を基本として対応する（具体的な対策の内容は別紙9を参照）。

(別紙1)

〔情報収集項目等〕

(1) 緊急時における情報収集項目

① 突発的な重大事件・事故等の場合

ア 国内で発生した場合

- ・ 事件・事故等が発生した現場及びその影響を受けると考えられる地域における農畜水産物の流通の状況
- ・ 農畜水産物の供給において、事件・事故等の影響が及ぶと考えられる期間及び供給ルートの変更の可能性
- ・ 事件・事故等が発生した現場及び周辺地域における農畜水産物の生産・出荷等への影響
- ・ 供給の減少が見込まれる品目の国内生産及び輸入の現況と見通し

イ 海外で発生した場合

- ・ 事件・事故等が発生した現場及びその影響を受けると考えられる地域における農畜水産物の流通の状況
- ・ 農畜水産物の供給において、事件・事故等の影響が及ぶと考えられる期間及び供給ルートや輸入先国の変更の可能性（農畜水産物供給ルートの変更等に伴う我が国への輸送に要する日数）
- ・ 事件・事故等が発生した現場及び周辺地域における農畜水産物の生産・出荷等への影響
- ・ 農畜水産物及び生産資材において、我が国の輸入の減少が見込まれる品目及びその数量見込み
- ・ 生産・輸出の減少が見込まれる品目の国際取引価格及び需給動向
- ・ 主要輸入国の輸入動向

ウ ア、イ共通事項（国内における状況の把握）

- ・ 国内における農畜水産物の在庫(備蓄)状況
- ・ 生産資材の調達・確保状況
- ・ 農林水産関係団体・企業への影響
- ・ 供給の減少が見込まれる品目及びその品目を原料とした加工食品等の需給・価格動向の現況と見通し

② 時間の経過とともに影響の顕在化が見込まれる場合

- ・ 国内及び海外における農畜水産物の生産・流通（貿易）の現況と見通し
- ・ 国内及び海外における農畜水産物の需給・価格動向の現況と見通し
- ・ 供給の減少が見込まれる品目及び数量見込み
- ・ 影響が生じると考えられる期間及び供給ルートや輸入先国の変更の可能性
（農畜水産物供給ルートの変更等に伴う我が国への輸送に要する日数）
- ・ 国内における農畜水産物の在庫（備蓄）状況
- ・ 生産資材の調達・確保の現況と見通し
- ・ 農林水産関係団体・企業への影響

③ その他必要な情報

- ・ 原油価格の動向
- ・ 国際相場変動、為替等の状況
- ・ 人的な受入れ等に関する情報

(2) 緊急時において活用するために必要な平素からの情報収集項目

① 国内情報

- ・ 農畜水産物の需給動向（国内生産量、輸入量、消費量及び在庫量）並びに備蓄状況
- ・ 農畜水産物の品目別・地域別生産量及び作付面積・飼養頭数等
- ・ 農作物の生育状況及び被害発生時における被害状況
- ・ 農畜水産物の価格動向及び需給見通し
- ・ 生産資材の価格動向及び確保状況
- ・ フードバンク等による食料支援の状況

② 海外情報

- ・ 世界全体の農畜水産物の需給動向（生産量、貿易量、消費量及び在庫量）並びに備蓄状況
- ・ 主要生産国における農畜水産物の品目別生産量及び農作物の作付面積（作付け地域の特定を含む）
- ・ 主要輸出国における農畜水産物の品目別輸出货量
- ・ 主要輸出国における農畜水産物の品質、安全性に関する問題
- ・ 我が国の農畜水産物の輸入相手先国からの品目別輸入量
- ・ 農畜水産物の輸入相手先国における主要輸出港及び我が国への農畜水産物供給

ルート

- ・ 主要農畜水産物の国際取引価格の動向及び国際需給の見通し
- ・ 主要輸出国及び主要輸入国の農業政策及びその動向
- ・ 原油価格等生産資材価格、為替相場の状況
- ・ グローバル・フードバリューチェーン、海外農業投資に関する情報

③ その他必要な情報

- ・ 気象情報
- ・ 農業技術の研究開発・実用化の状況

(注) 平素から、国内外の食料需給、貿易に関する情報収集を行うことにより、突発的な事故・事件等の発生による緊急時において、いち早く我が国の食料供給量への影響を把握し、レベルの判定に資することが必要である。

(3) 情報提供の留意点

① 緊急時においては、供給の減少が見込まれる品目の需給・価格動向の現況と見通し、当該品目の食生活に占める位置付け、代替品に関する情報、政府の対策等について正確な情報を分かりやすく提供するなど、適時適切な広報を行うことにより、国民の不安感を増大させないよう努める。

また、情報提供に当たっては、極力情報の透明性、客観性を確保するとともに、より国民の信頼が得られるよう有識者、関係業界、消費者団体等とのリスクコミュニケーションに努める。

② 正確な情報の国民への浸透を図るため、

- ア 新聞、テレビ、インターネット等を通じた継続的な政府広報
- イ 各種説明会の開催、パンフレットの配布等を通じた直接的な情報提供
- ウ 有識者、消費者団体等のオピニオンリーダーに対する情報提供等を組み合わせて実施する。

③ 農林水産省における情報の発信源の一元化、農林水産省、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局等における情報の共有化、問合せ窓口の明確化を図る。

また、農林水産省及び関係府省が広報を行うに当たっては、公表の内容、発表時期及び方法等について、相互に緊密な連絡を取り合うものとする。

(別紙 2)

〔備蓄の活用の考え方、手順〕

(1) 米

- ① 農林水産大臣は、米の需給のひっ迫、価格の異常な高騰又はそのおそれがある場合には、政府が保有する備蓄米を「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」に基づき計画的に放出し、需給及び価格の安定を図る。
- ② 備蓄米の売渡しに関し必要な事項は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号(総合食料局長通知))の定めるところにより行う。

(2) 食糧用小麦

- ① 農林水産大臣は、主要輸出国における不作、輸出国の港湾ストライキ等の輸送障害等の発生により小麦の輸入が減少する場合又はそのおそれがある場合には、備蓄麦(流通在庫)を取崩す等備蓄を機動的に運用し、小麦の安定供給を図る。
- ② 当該備蓄麦(流通在庫)による対応で賄いきれない事態が想定される場合には、需要者の希望する品質の小麦を供給できる輸出国を対象として、不足する小麦と同等の品質を有する小麦の代替輸入(買入れ)を実施する。
- ③ 上記のほか、小麦の売渡し及び備蓄の運用に関し必要な事項は、「輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年7月1日21総食第102号)及び「食糧麦備蓄対策事業実施要領」(平成22年8月20日22総食第437号)の定めるところにより行う。

(3) 飼料穀物

- ① 畜産局長は、主要輸出国の凶作等による国際供給の激変、港湾ストライキ又は国内における災害その他の不測の事態の発生により備蓄穀物を活用する必要性が生じた場合には、配合飼料製造事業者等の事業継続計画に基づく備蓄穀物の活用を承認し、飼料穀物の安定供給を図る。なお、備蓄の運用に関し必要な事項は、「飼料穀物備蓄対策事業実施要領」(平成28年4月1日付け27生畜第1991号)の定めるところにより行う。
- ② また、飼料穀物の輸入価格が高騰する場合には、配合飼料価格の上昇が畜産経

営に与える影響を緩和するため、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日50畜B第302号）に基づく配合飼料価格安定制度により補てん交付金の交付を行うこととしているので、備蓄と併せて活用を図る。

注：食品用大豆については、平成23年度以降は、国内大豆の生産増大、安定的な輸入先の確保によって安定供給の確保を図ることとしている。

(別紙 3)

〔輸入の確保の考え方、手順〕

(1) 輸入先の多角化及び代替品の輸入の促進

農林水産省は、関係府省と連携し、生産国における直近の在庫量等に関する情報を収集・分析することにより、輸出余力のある国を検索し、それらの国からの輸入を促進する。さらに、供給が不足する農産物と代替し得る製品の輸入を確保し、その活用を図る。この際、国際相場や当該品目の輸入を行っている開発途上国等への影響にも十分配慮する。

また、代替輸出国又は代替製品の輸出国が途上国である場合には、平素から生産増大に向けた技術協力、資金援助等の対策を講じる。

(2) 国民生活安定緊急措置法に基づく輸入の指示（第16条から第19条）

農林水産大臣が、物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、当該食料の供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、かつ、食料の輸入の促進により対処する必要があると認めるときは、政令で、当該食料を輸入を促進すべき物資として指定し、当該食料の輸入を行う者等に対し、輸入をすべき期限及び数量を指示する。

(別紙 4)

〔緊急増産の実施手順〕

(1) 食料確保計画の決定

政府対策本部は、輸入の減少等により特定の品目の供給が減少し、食生活に重大な影響が生じるおそれがある場合には、当該品目についての緊急増産を内容とする食料確保計画を決定する。

(2) 国民生活安定緊急措置法に基づく生産を促進すべき物資の指定及び都道府県別ガイドラインの公表

① 生産を促進すべき物資の指定（第14条）

農林水産大臣が、物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、食料等の供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあると認めるときは、国民生活安定緊急措置法に基づき、かつ、政府対策本部において決定された食料確保計画に従い、政令で、当該食料等を生産を促進すべき物資として指定する。

② 都道府県別ガイドラインの公表

政府対策本部は、食料確保計画に、緊急増産を行う品目について、地域の農業生産の実態を踏まえ都道府県別ガイドラインを示す。

- 都道府県別ガイドラインの内容
 - ア 緊急増産を実施する品目の目標生産数量（面積）
 - イ 種子・種苗、肥料、農薬等生産資材の必要量等

(3) 国民生活安定緊急措置法に基づく生産計画の届出（第15条）

生産者は、国民生活安定緊急措置法に基づき、生産計画を作成し、農林水産大臣（化学肥料（炭酸カルシウムを除く。）においては経済産業大臣）に届け出る。

- 生産者の生産計画の内容
 - ア 生産を促進すべき品目の生産量
 - イ 生産資材の確保状況等

(4) 国民生活安定緊急措置法に基づく生産計画変更の指示（第15条）

農林水産大臣は、生産者から届出のあった生産計画について、都道府県別ガイドラインに照らし必要がある場合には、国民生活安定緊急措置法に基づき、生産者に対し生産計画の変更を指示する。

(別紙 5)

〔適正な流通の確保のための指示等の手順〕

(1) 国民生活安定緊急措置法に基づく指示等

食料等の地域間の需給不均衡といったアンバランスを生じることのないよう、必要に応じ、国民生活安定緊急措置法に基づき、関係事業者に対して特定地域における売渡しの指示等を行う。また、食料等の供給が不足し、物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合に、時期的な供給の偏在に対処するため、必要に応じ国民生活安定緊急措置法に基づき、関係事業者に対してあらかじめ一定量の食料について保管の指示を行うなど、これらの措置により全国的に適正な流通を確保する。

① 売渡し、輸送又は保管に関する指示等（第 22 条）

ア 農林水産大臣は、特定の地域において食料等の供給が不足することにより当該地域の住民の生活の安定又は地域経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、当該地域における当該食料等の供給を緊急に増加する必要があると認めるときは、当該食料等の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、売渡しをすべき期限及び数量、売渡先並びに売渡価格を定めて、当該食料等の売渡しをすべきことを指示する。

イ 国土交通大臣は、アに規定する事態についての農林水産大臣からの報告について、これに対処するため特に必要があると認めるときは、当該食料等の輸送の事業を行う者に対し、輸送すべき期限、数量及び区間並びに輸送条件を定めて、当該食料等の輸送をすべきことを指示する。

ウ 国土交通大臣は、アに規定する事態についての農林水産大臣からの報告について、これに対処するため特に必要があると認めるときは、当該地域において当該食料等に係る物品の保管の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量並びに保管条件を定めて、当該食料等の保管をすべきことを指示する。

② 保管に関する指示等

ア 物資の指定（第 20 条）

農林水産大臣は、物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、食料等のうちあらかじめその出荷を調整しなければ供給が不足する場合に対処することが困難なものにつき、その供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあるとき、政令で、当該食料等を供給の安定を図るべき物資として指定する。

イ 保管の指示（第21条）

農林水産大臣は、アに規定する事態に対処するため必要があるときは、指定された物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、保管すべき期間及び数量を定めて、当該物資の保管をすべきことを指示する。

（2）買占め等防止法に基づく指示、命令等

① 物資の指定（第2条）

内閣総理大臣及び農林水産大臣が、国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な食料等の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合において、当該食料等の買占め又は売惜しみが行われ又は行われるおそれがあると認めるときは、政令で当該食料等を特別の調査を要する物資として指定する。

② 売渡しの指示等（第4条）

内閣総理大臣及び農林水産大臣は、①により指定された食料等の生産、輸入又は販売の事業を行う者が買占め又は売惜しみにより当該食料等を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先を定めて、当該食料等の売渡しをすべきことを指示する。

さらに、内閣総理大臣及び農林水産大臣は、上記の指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該売渡先に当該食料等の売渡しをすべきことを命ずる。

③ 価格調査官の配置等（第5条、第7条）

緊急時における食料等の投機的取引を厳に防止するため、価格調査官の配置等監視機構を充実させる。

内閣総理大臣及び農林水産大臣は、内閣府及び農林水産省に価格調査官を配置し、指定された物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その業務に関し報告させ、又は価格調査官に、これらの者の事務所等に立ち入らせ、指定された物資に関し、帳簿、書類その他の物件の検査等を実施させる。

（3）食糧法に基づく命令

① 措置の告示（第37条）

政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、そのような事態に対処するため、米穀の出荷又は販売の事業を行う者に

対する命令、米穀の生産者に対する命令、米穀の割当て又は配給等の措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示する。

この場合、農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を変更し、地域別及び期間別の米穀の供給目標数量を追加して定める。

② 米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対する命令（第38条）

①の告示があった場合には、農林水産大臣は、米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管に関し、地域又は時期の指定、数量又は価格の制限に服すべきことを命令する。

③ 米穀の生産者に対する命令等（第39条）

農林水産大臣は、②の措置を講じてもなお米穀の適正かつ円滑な供給を確保することが困難であると認められるときは、米穀の生産者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、その生産した米穀を、政府に売渡しをすべきことを命令する。

(別紙 6)

〔国民生活安定緊急措置法に基づく価格の規制〕

(1) 標準価格の設定

物資の価格が上昇する際の比較的初期の段階においては、ガイドライン的性格を有する標準価格制度を実施することにより、便乗値上げ、消費者の先行き不安感から生ずる買い急ぎ等を防止する。

① 指定物資の指定 (第 3 条)

農林水産大臣が、物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な食料等の価格が著しく上昇し又は上昇するおそれがあると認めるときは、政令で、当該食料等を特に価格の安定を図るべき物資として指定する。

② 標準価格の決定等 (第 4 条)

農林水産大臣は内閣総理大臣と協議の上、①により指定された物資（以下「指定物資」という。）について、取引数量、商慣習その他の取引事情からみて指定物資の取引の標準となる品目（以下「標準品目」という。）の選定を行い、これについて、遅滞なく、標準価格を決定し、これを告示する。

③ 標準価格に関する指示等

ア 標準価格の表示に関する指示 (第 6 条)

農林水産大臣は、標準価格を小売業を行う者の販売価格について定めた場合において、その標準価格に係る指定物資の小売業を行う者が、農林水産省令で定める内容、方法等により、その標準価格又はその指定物資の販売価格を表示せず又は一般消費者の見やすいように表示していないと認めるときは、その者に対し、その標準価格又は販売価格を一般消費者の見やすいように表示すべきことを指示する。なお、農林水産省令を改正する場合は、あらかじめ内閣総理大臣に協議する。

イ 指定物資の販売価格引下げの指示 (第 7 条)

農林水産大臣は、指定物資を販売する者のその指定物資の販売価格が、標準品目については、標準価格を超えていると認めるとき、標準品目以外の品目については、標準価格を基準とし、当該品目と標準品目との品質、寸法その他の事情の相違を参酌して妥当と認められる価格を超えていると認めるときは、その者に対し、当該価格以下の価格でその指定物資を販売すべきことを指示する。

また、農林水産大臣は、指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する。

(2) 特定標準価格の設定

標準価格の設定によってもなお指定物資の価格の安定を図ることが困難で特に必要のある場合には、課徴金の徴収を含む特定標準価格を設定する。

① 特定物資の指定（第8条）

農林水産大臣が、(1)の②及び③の措置を講じてもなお指定物資の価格の安定を図ることが困難であると認める場合において、その指定物資の価格の安定を確保することが特に必要であるときは、政令で、当該指定物資を特に価格の安定を確保すべき物資として指定する。

② 特定標準価格の決定等（第9条）

農林水産大臣は、①により指定された物資（以下「特定物資」という。）について、取引数量、商慣習その他の取引事情からみて特定物資の価格の安定のためにその価格の安定を確保すべき品目（以下「特定品目」という。）の選定を行い、これについて、遅滞なく、特定標準価格を決定し、これを告示する。

③ 特定標準価格に関する指示等

ア 特定標準価格の表示に関する指示（第9条）

農林水産大臣は、特定標準価格を小売業を行う者の販売価格について定めた場合において、その特定標準価格に係る特定物資の小売業を行う者が、農林水産省令で定める内容、方法等により、その特定標準価格又はその特定物資の販売価格を表示せず又は一般消費者の見やすいように表示していないと認めるときは、その者に対し、その特定標準価格又は販売価格を一般消費者の見やすいように表示すべきことを指示する。

イ 特定品目の販売価格に係る課徴金の徴収等（第11条）

農林水産大臣は、特定品目の物資の販売をした者のその販売価格が当該販売をした物資に係る特定標準価格を超えていると認めるときは、その者に対し、当該販売価格と当該特定標準価格との差額に当該販売をした物資の数量を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付すべきことを命じる。

(別紙 7)

〔食料等の割当て・配給の手順〕

(1) 国民生活安定緊急措置法に基づく割当て・配給 (第 26 条)

① 物資の指定

農林水産大臣が、物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、食料等の供給が著しく不足し、かつその需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生じるおそれがあると認めるときは、政令で、当該食料等を割当て・配給を行う物資として指定する。

② 割当て・配給等に関する政令の制定

①の場合には、政令で当該食料等の割当て若しくは配給又は当該食料等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定める。

(2) 食糧法に基づく米穀の割当て・配給 (第 40 条)

農林水産大臣は、別紙 5 の (3) の①の手順により措置の告示がなされた場合において、同 (3) の②及び③の措置をもってしては事態を克服することが著しく困難であると認めるときは、閣議の決定を経て米穀の割当て・配給等を実施することとし、政令で米穀の割当て若しくは配給又は米穀の使用、譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し、必要な事項を定める。

(別紙 8)

〔物価統制令による価格の統制〕

(1) 統制額の告示 (第 3 条、第 4 条)

農林水産大臣は、需給・価格動向の監視等を通じて、物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、別紙 6 の (1) 及び (2) の措置又はその他の措置を講じてもなお、価格の安定を図ることが困難であると認めるときは、政府対策本部の決定を経て、物価統制令に基づき統制額を告示し、この統制額を超える契約、支払い又は受領を禁止する。

(2) 価格等の額の表示命令・届出命令 (第 15 条、第 16 条)

農林水産大臣は、食料等の販売を行う者に対し、価格等の額の表示に関し必要な事項を命ずる。また、必要と認めるときは、食料等の販売を行う者に対し、価格等の額の届出を行うべきことを命ずる。

(別紙 9)

〔石油の供給が大幅に制約される場合の対策〕

(1) 燃料の供給の減少への対応

① 穀物、いも類への重点的な配分

農林漁業者に対して石油の利用が大幅に制約される場合の熱量効率の高い作物への生産転換については、熱量効率の高い穀物、いも類の生産を確保するため、これらの作物の生産のために燃料を重点的に配分する一方、石油の消費の多い、野菜、果樹の温室栽培や花き・花木に対しては、石油の供給を抑制する必要がある。

このため、別紙 4 の (3) により提出された生産資材の確保の状況を踏まえ、穀物、いも類の生産に燃料が重点的に配分されるよう、割当て・配給等を実施する。

なお、施設園芸の加温用には A 重油が使用され、穀物及びいも類の生産・調製には軽油、ガソリン又は灯油が使用されるという油種の違いがあることから、農業分野で軽油、ガソリン及び灯油を確保するため、農業以外の分野との調整を行う。

② 農法の転換

また、営農面では、不耕起栽培等の省エネルギー生産技術の実施や天日の利用による穀物の乾燥など自然エネルギーの利用についても促進する。

③ 水産業における対応策

水産業において、石油は、主に漁船の燃料として使用されているため、供給の不足が直接的に生産量の減少に結びつくおそれがあるが、魚介類は動物性たんぱく質の供給源として重要であるので、生産量の確保のために必要な供給を行うこととする。また、その際には、経済速度の徹底や船団構成の見直し等石油の有効利用を基本とした生産体制への移行を推進する。

(2) 肥料の供給の減少への対応策

① 輸出分の国内への供給

肥料については、平素は輸出されている窒素質肥料等があることから、石油の供給が大幅に制約される場合には、これらの活用により国内における供給の増加

を図る。

② 穀物、いも類への重点的な配分

別紙4の(3)により提出された生産資材の確保状況を踏まえ、穀物、いも類の生産に肥料が重点的に配分されるよう、割当て・配給等を実施する。

③ 農法の転換

営農面で、緑肥(レンゲ等)栽培による地力の維持、国内の未利用有機資源(生活廃棄物、家畜排せつ物等)の活用等、化学肥料の供給の不足を補うための取組を促進する。

また、深耕、心土破砕等による土壌・土層改良を推進する。

(注) 肥料の種類ごとの原材料は、(ア)窒素肥料は、主として石油系から合成されるアンモニア、(イ)リン酸肥料は、輸入のリン鉱石、(ウ)加里肥料は、輸入の塩化カリとなっている。したがって、肥料製造における石油の利用が制約されることとなった場合には、窒素肥料の生産が最も大きな影響を受けることとなる。

(3) 農薬の供給の減少への対応策

① 輸出分の国内への供給及び殺虫剤、殺菌剤の製造への石油の供給の集中

農薬については、平素は輸出されているものがあることから、石油の供給が大幅に制約される場合には、これらの活用により国内における供給の増加を図る。

また、農薬は、殺虫剤、殺菌剤、除草剤及び植物成長調整剤の4種に大別されるが、農薬の製造に使用できる石油が制限される場合には、殺虫剤及び殺菌剤に石油の供給を集中させ、除草剤は人力とともに除草器具等を利用した物理的雑草防除等の活用により代替し、植物成長調整剤は使用しないこととする。

この場合、除草については、人力、除草器具等を活用することとなるため、労働力の確保に努める。

② 穀物、いも類への重点的な配分

別紙4の(3)により提出された生産資材の確保の状況を踏まえ、穀物、いも類の生産に農薬が重点的に配分されるよう、割当て・配給等を実施する。

③ 農法の転換

殺虫剤、殺菌剤の供給の不足に対応するため、病虫害発生予察情報等を十分に活用し、営農面では、病害に強い作物や抵抗性品種への転換、太陽熱による土壌消毒等の各種の病虫害防除技術の実施を促進する。

また、殺虫剤、殺菌剤の使用についても、病虫害の種類や発生状況によっては、広域全面散布ではなく、部分防除を実施する。

農薬は、ベンゼン、トルエン等の石油関連製品を原料の大半としていることから、農薬製造における石油の利用が制約されることとなった場合には、その程度に従って、農薬の生産が減少することとなる。

(4) その他

石油の供給が大幅に制約される場合は、石油の使用制限や農法の転換等に伴い、農業労働力の不足、生産物の流通・販売方法の大幅な変化等が予想されることから、農産物の生産に必要な労働力の確保、食料の公平な分配等に関し国民の理解と協力が得られるよう努める。

(別紙 10)

緊急時の食料安全保障に関する関係府省会合について

1 趣旨

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであることから、将来にわたって安定的な供給を確保していくことは、国の基本的な責務である（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第2条第1項）。

このため、我が国の食料供給に影響を及ぼす緊急事態が発生した場合であっても、その影響を回避し、又は緩和することにより、国民に対して食料の安定的な供給を確保する必要があり、そのためには、政策を担う農林水産省のみならず、具体的なツールを有する関係府省が総合的に施策を展開する必要がある。

このような考え方にに基づき、緊急時においても、国民に対する食料の安定的な供給を確保するために必要な施策を府省横断的に検討するための場として、緊急時の食料安全保障に関する関係府省会合（以下「会合」という。）を設置する。

2 役割

会合は、1の趣旨に照らし、以下の事項について検討を行う。

- ① 緊急時においても食料の安定的な供給を確保するために政府として講ずべき施策
- ② 食料の安定供給に影響を与える事態の発生を未然に防止し、又はその影響を緩和するために必要なリスクの検証等
- ③ 緊急時においても食料の安定的な供給を確保するために民間事業者その他の関係者に対して実施を求める取組
- ④ ①から③までの検討の結果を踏まえた緊急事態食料安全保障指針の策定及び見直し
- ⑤ 緊急事態食料安全保障指針に基づく取組のフォローアップ
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、1の趣旨に照らして取り組むべき事項

3 構成

会合の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(本部長)

農林水産大臣

(副本部長)

農林水産副大臣

(本部員)

内閣官房副長官

内閣府副大臣（沖縄及び北方対策）

内閣府副大臣（消費者及び食品安全）

内閣府副大臣（防災）

外務副大臣

厚生労働副大臣

経済産業副大臣

国土交通副大臣

防衛副大臣

4 幹事会

関係行政機関相互の機動的な連携を図るため、会合の下に、緊急時の食料安全保障に関する関係府省会合幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

幹事会の議長は、農林水産省大臣官房政策課参事官（食料安全保障）とし、構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

5 事務局

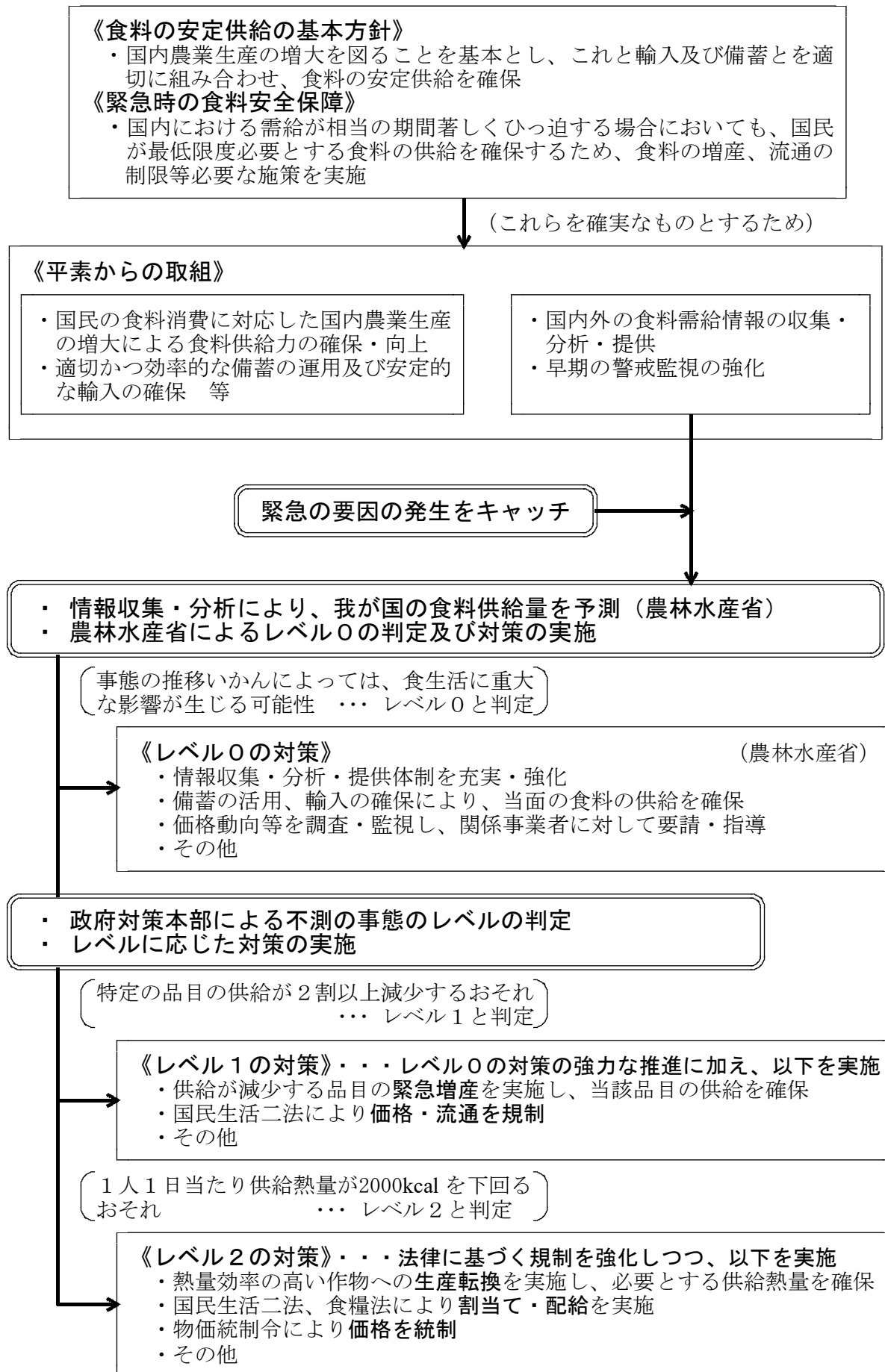
会合及び幹事会の庶務は、農林水産省大臣官房政策課食料安全保障室において処理する。

6 その他

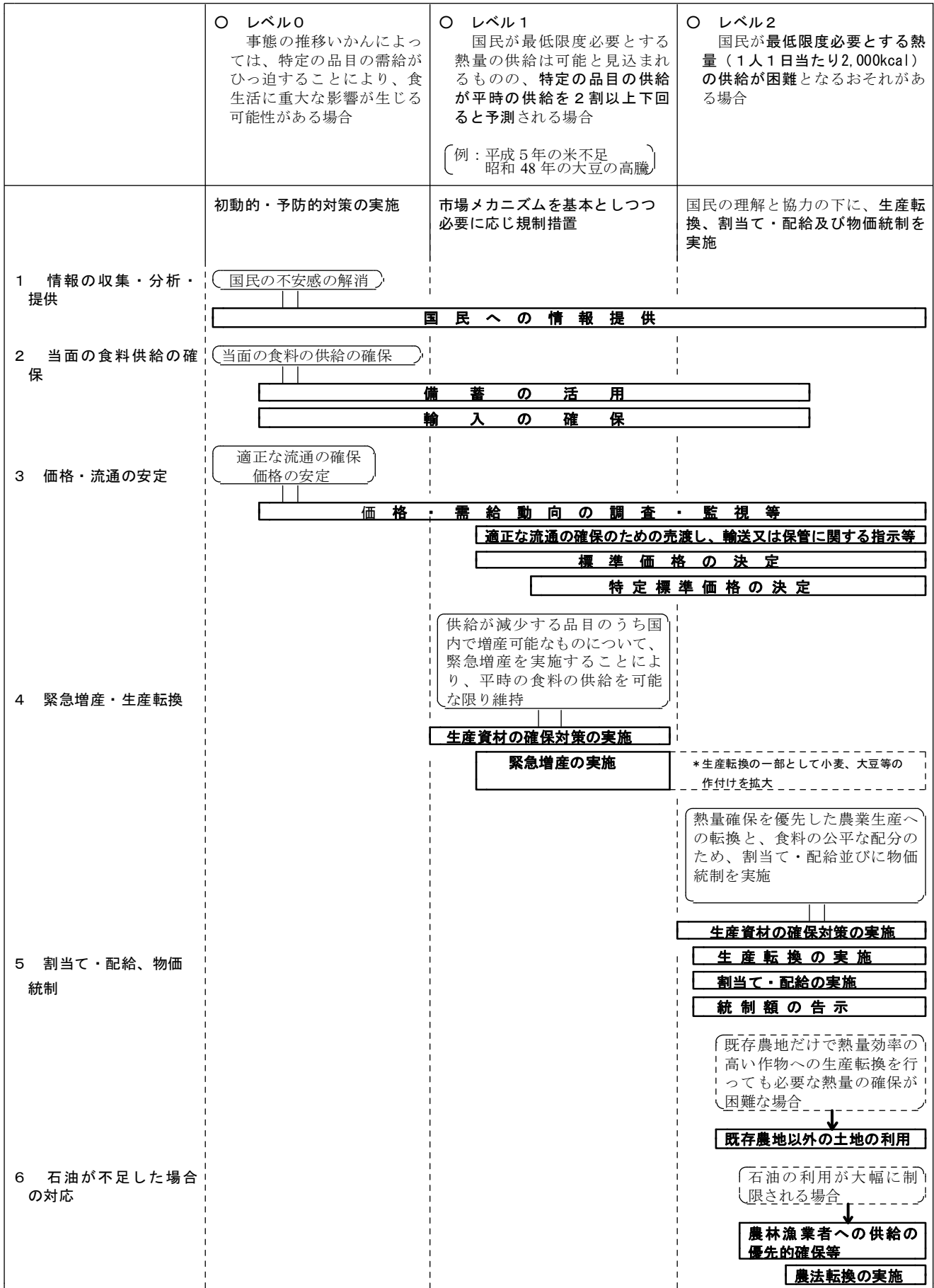
前各項に定めるもののほか、会合の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。また、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

参 考 资 料

1 緊急事態食料安全保障指針（全体の考え方）



2 緊急事態食料安全保障指針における対策の概要



3 緊急事態食料安全保障指針に係る関係法令（抜すい）

(1) 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（食料の安定供給の確保）

第2条

- 2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。
- 4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、供給の確保が図られなければならない。

（不測時における食料安全保障）

- 第19条 国は、第2条第4項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

(2) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）

（標準価格の決定等）

第3条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資（以下「生活関連物資等」という。）の価格が著しく上昇し又は上昇するおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を特に価格の安定を図るべき物資として指定することができる。

第4条 主務大臣は、前条第1項の規定による指定があつたときは、その指定された物資（以下「指定物資」という。）のうち取引数量、商慣習その他の取引事情からみて指定物資の取引の標準となるべき品目（以下「標準品目」という。）について、遅滞なく、標準価格を定めなければならない。

3 標準価格は、当該標準品目に係る指定物資の価格の安定を図ることを旨とし、標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用及び利潤を加えて得た額、取引の態様及び地事情、当該標準品目に係る指定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を総合的に勘案して定めるものとする。

4 主務大臣は、第1項の規定により標準価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（標準価格等の表示等）

第6条 標準価格が小売業を行う者の販売価格について定められたときは、その標準価格に係る指定物資の小売業を行う者は、主務省令で定めるところにより、その標準価格及びその指定物資の販売価格を一般消費者の見やすいように表示しなければならない。

2 主務大臣は、標準価格を小売業を行う者の販売価格について定めた場合において、その標準価格に係る指定物資の小売業を行う者がその標準価格又はその指定物資の販売価格を表示せず又は一般消費者の見やすいように表示していないと認めるときは、その者に対し、その標準価格又は販売価格を一般消費者の見やすいように表示すべきことを指示することができる。

（標準価格に関する指示等）

第7条 主務大臣は、指定物資を販売する者のその指定物資の販売価格が次の各号に掲げる品目の区分に応じ当該各号に規定する価格を超えていると認めるときは、その者に対し、当該各号に規定する価格以下の価格でその指定物資を販売すべきことを指示することができる。

一 標準品目 標準価格（取引の態様又は地事情その他の事情がその標準価格を定めるに当たって考慮した取引の態様又は地事情その他の事情と異なるときは、標準価格を基準とし、その取引の態様又は地事情その他の事情を参酌して妥当と認められる価格。次号において同じ。）

二 標準品目以外の品目 標準価格を基準とし、当該品目と標準品目との品質、寸法その他の事情の相違を参酌して妥当と認められる価格

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（特定標準価格の決定等）

第8条 第4条から前条までに規定する措置を講じてもなお指定物資の価格の安定を図ることが困難であると認められる場合において、その指定物資の価格の安定を確保することが特に必要であるときは、政令で、当該指定物資を特に価格の安定を確保すべき物資として指定することができる。

第9条 主務大臣は、前条第1項の規定による指定があつたときは、その指定された物資（以下「特定物資」という。）のうち取引数量、商慣習その他の取引事情からみて特定物資の価格の安定のためにその価格の安定を確保すべき品目（以下「特定品目」という。）について、遅滞なく、特定標準価格を定めなければならない。

3 特定標準価格は、標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用及び適正な利潤を加えて得た額を基準とし、当該特定品目に係る特定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を考慮して定めるものとする。この場合において、当該特定品目が標準品目であり、かつ、標準価格を特定標準価格とすることが適切と認められるときは、当該標準価格を特定標準価格として定めるものとする。

4 第4条第4項の規定は、第1項の規定により特定標準価格を定めた場合に準用する。

5 特定物資に関する第6条の規定の適用については、同条第1項及び第2項中「標準価格」とあるのは、「特定標準価格」とする。

（課徴金）

第11条 主務大臣は、特定品目の物資の販売をした者のその販売価格が当該販売をした物資に係る特定標準価格を超えていると認められるときは、その者に対し、当該販売価格と当該特定標準価格との差額に当該販売をした物資の数量を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（生産に関する指示等）

第14条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあるときは、別に法律の定めがある場合を除き、政令で、当該生活関連物資等を生産を促進すべき物資として指定することができる。

第15条 前条第1項の規定により指定された物資の生産の事業を行う者（主務省令で定める要件に該当する者を除く。以下「生産業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、当該物資の生産に関する計画（以下「生産計画」という。）を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 主務大臣は、前条第1項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした生産業者に対し、その届出に係る生産計画を変更すべきことを指示することができる。

3 第1項の規定による届出をした生産業者（前項の規定による指示があつた場合において、その指示に従つて生産計画の変更をしなかつた者を除く。）は、その届出に係る生産計画（第1項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に沿つて前条第1項の規定により指定された物資の生産を行わなければならない。

4 主務大臣は、第2項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する生産業者が正当な理由なくその届出に係る生産計画に沿つて前条第1項の規定により指定された物資の生産を行わなかつたと認めるときは、その旨を公表することができる。

（輸入に関する指示等）

第16条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、かつ、当該生活関連物資等の輸入の促進によりこれに対処する必要があると認められるときは、政令で、当該生活関連物資等を輸入を促進すべき物資として指定することができ

る。

第17条 主務大臣は、前条第1項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の輸入の事業を行う者で当該物資の輸入事情を考慮して当該物資の輸入をすることができるものと認められるものに対し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、当該物資の輸入をすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第18条 主務大臣は、前条に規定する措置をもつてしては第16条第1項に規定する事態を克服することが困難であると認めるときは、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち政令で定めるものに対し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、同項の規定により指定された物資の輸入をすべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた法人は、当該特別の法律の規定にかかわらず、その指示を受けたところに従つて当該物資の輸入に関する業務を行うことができる。

第19条 主務大臣は、第17条第1項又は前条第1項の規定による指示をしようとするときは、国際的取引秩序を乱すことのないよう配意しなければならない。

(保管に関する指示等)

第20条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等のうちあらかじめその出荷を調整しなければ供給が不足する場合に対処することが困難なものにつきその供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を供給の安定を図るべき物資として指定することができる。

第21条 主務大臣は、前条第1項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量を定めて、当該物資の保管をすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(売渡し、輸送又は保管に関する指示等)

第22条 主務大臣は、特定の地域において生活関連物資等の供給が不足することにより当該地域の住民の生活の安定又は地域経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、当該地域における当該生活関連物資等の供給を緊急に増加する必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、売渡しをすべき期限及び数量、売渡し並びに売渡価格を定めて、当該生活関連物資等の売渡しをすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の輸送の事業を行う者に対し、輸送をすべき期限、数量及び区間並びに輸送条件を定めて、当該生活関連物資等の輸送をすべきことを指示することができる。

3 主務大臣は、第1項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該地域において当該生活関連物資等に係る物品の保管の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量並びに保管条件を定めて、当該生活関連物資等の保管をすべきことを指示することができる。

4 主務大臣は、前3項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(割当て又は配給等)

第26条 物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、別に法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、同項に規定する事態を克服するため必要な限度を超えるものであつてはならない。

(罰則)

第35条 第15条第1項、第24条第1項又は第25条第1項の規定による届出をしなかつた者は、20万円以下の罰金に処する。

第37条 第26条第1項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

(3) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）

（物資の指定）

第2条 生活関連物資等の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資等の買占め又は売惜しみが行なわれ又は行なわれるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を特別の調査を要する物資として指定する。

（売渡しに関する指示及び命令）

第4条 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者が買占め又は売惜しみにより当該特定物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先（内閣総理大臣及び主務大臣が当該特定物資の買受けにつきその同意を得た者に限る。）を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該売渡先に当該特定物資の売渡しをすべきことを命ずることができる。

（立入検査等）

第5条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定により特定物資に関し立入検査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員に、当該特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所に立ち入り、当該特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

（価格調査官）

第7条 第5条第1項及び第2項の規定による立入検査及び質問に関する職務を行わせるため、内閣府及び主務省に、価格調査官を置く。

（罰則）

第9条 第4条第2項の規定による命令に違反した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第10条 第5条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第 11 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(4) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）

（緊急時における対応）

第37条 政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第40条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定による告示のあったときは、政令で定めるところにより、基本指針を変更し、地域別及び期間別の米穀の供給目標数量を追加して定めなければならない。第4条第1項の規定により基本指針を定める場合においても、同様とする。

3 政府は、第1項に規定する事態が消滅したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

（米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対する命令）

第38条 農林水産大臣は、前条第1項に規定する事態に対処するため、基本指針に即して、米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管に関し、地域又は時期の指定、数量又は価格の制限に服すべきことを命ずることができる。

（米穀の生産者に対する命令）

第39条 農林水産大臣は、前条に規定する措置を講じてもなお米穀の適正かつ円滑な供給を確保することが困難であると認められるときは、米穀の生産者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、その生産した米穀を、政府に売り渡すべきことを命ずることができる。

2 前項の場合における政府の買入れの価格は、時価によるものとする。

（米穀の割当て又は配給等）

第40条 前2条に規定する措置をもってしては、第37条第1項に規定する事態を克服することが著しく困難であると認められる場合においては、政令で、米穀の割当て若しくは配給又は米穀の使用、譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、その事態を克服するため必要な限度を超えるものであってはならない。

（罰則）

第55条 第39条第1項の規定による命令に違反した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

第56条 第7条の3第2項又は第38条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第61条 第40条第1項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

(5) 物価統制令（昭和21年勅令第118号）

（統制額を超える契約、支払、受領の禁止及び地区により統制額の異なる場合の基準統制額）

第3条 価格等ニ付第4条及第7条ニ規定スル統制額アルトキハ価格等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ第7条第1項ニ規定スル統制額ニ依ル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

2 価格等ニ対スル給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ト他ノ地区ニ於ケル当該価格等ノ統制額トガ異ル場合ニ於テハ当該給付ニ付テハ主務大臣別段ノ定ヲ為シタル場合ヲ除クノ外当該給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ヲ以テ前項ノ場合ニ於ケル統制額トス

（統制額の指定）

第4条 主務大臣物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第7条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

（価格等の額の表示命令）

第15条 主務大臣ハ価格等ニ対スル給付ヲ為スヲ業トスル者ニ対シ価格等ノ額ノ表示ニ関シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

（価格等の額の届出命令）

第16条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ価格等ニ対スル給付ヲ為スヲ業トスル者ニ対シ価格等ノ額ヲ届出ヅベキコトヲ命ズルコトヲ得

（罰則）

第33条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ10年以下ノ懲役又ハ500万円以下ノ罰金ニ処ス但シ第1号又ハ第3号ニ該当スル者ニ付テハ違反ニ係ル価格等ノ金額ト統制額ニ依ル価格等ノ金額トノ差額又ハ之ニ相当スル金額ノ3倍ガ500万円ヲ超ユルトキ、第2号ニ該当スル者ニ付テハ違反ニ係ル価格等ノ金額ト履行中ノ契約締結当時ノ第3条第1項但書ノ許可ニ伴ヒ主務大臣ノ定メタル額若ハ第4条若ハ第7条ニ規定スル統制額トノ差額又ハ之ニ相当スル金額ノ3倍ガ500万円ヲ超ユルトキハ罰金ハ当該差額又ハ金額ノ3倍以下トス

- 一 第3条ノ規定ニ違反シタル者
- 二 第8条ノ二ノ規定ニ違反シタル者
- 三 第9条ノ規定ニ違反シタル者

第37条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ1年以下ノ懲役又ハ20万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第15条又ハ第16条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第17条ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタル者

三 第30条ノ規定ニ違反シ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ帳簿ノ作成ヲ為サズ若ハ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者

四 第30条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

(6) 石油需給適正化法（昭和48年法律第122号）

（この法律の運用方針）

第3条 政府は、この法律に規定する措置を講ずるに当たっては、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに公益事業、通信事業、教育事業、医療事業、社会福祉事業、言論及び出版に関連する事業その他の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業及び活動に対して、石油の供給を優先的に確保するよう配慮しなければならない。

（石油の使用の制限）

第7条 石油を使用する者は、政令で定める期間（以下「使用期間」という。）に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数量を超えて当該石油を使用してはならない。ただし、使用期間に、当該数量を超えて当該石油を使用しようとする者が、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に申し出た場合において、主務大臣が指定した数量の範囲内で当該石油を使用するときは、この限りでない。

（各号略）

第8条 石油を使用する者（前条第1項ただし書の規定による数量の指定を受けた者を除く。）は、経済産業大臣が告示で定める石油使用節減目標に従って石油の使用の節減に努めなければならない。

（石油の供給のあつせんの指導等）

第11条 経済産業大臣は、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに鉄道事業、通信事業、医療事業その他の公益性の強い事業及び活動（次項において「一般消費者等」という。）に対する石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、石油販売業者に対し、石油の供給のあつせんをするよう指導するものとする。

2 関係行政機関の長は、一般消費者等に対する石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、前項の規定により必要な指導を行うよう要請することができる。

4 食料安全保障マニュアル小委員会等における検討の経緯

- 平成13年5月 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会(以下「総合食料分科会」という。)の下に「食料安全保障マニュアル小委員会」(以下「小委員会」という。)を設置
- 6月 第1回小委員会
・食料をめぐる情勢について
・不測時の食料安全保障マニュアルについて
- 9月 第2回小委員会
・不測時における食料安全保障について
・過去の不測の事態における対応について 等
- 11月 総合食料分科会
・不測時の食料安全保障マニュアルの検討状況について
- 12月 第3回小委員会
・不測時の食料安全保障マニュアル(素案)について 等
- 平成14年2月 総合食料分科会
・不測時の食料安全保障マニュアル(案)について

～食料安全保障マニュアル小委員会委員等名簿(平成14年2月)～

(委員)

い なた か ず ひ こ
稲 田 和 彦 (有) エルパック専務取締役
や ぎ ひ ろ の り
八 木 宏 典 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

(臨時委員)

な か む ら ゆ う ぞ う
中 村 祐 三 全国農業協同組合中央会常務理事
は っ と り し ん じ
服 部 信 司 東洋大学経済学部教授
み さ わ ひ ろ こ
三 沢 ひ ろ こ マーケットアナリスト

(専門委員)

か わ の ゆ き お
川 野 幸 夫 (株) ヤオコー代表取締役社長
こ や ま お さ む
小 山 修 国際農林水産業研究センター企画調整部連絡調整科長
さい とう けん い ち
斎 藤 賢 一 キッコーマン(株)プロダクト・マネジャー室プロダクト・マネ
ジャー
な い とう ひ で よ
内 藤 英 代 消費科学連合会企画委員
ふ じ い あ き ら
藤 井 明 三菱商事(株)食糧本部付穀物担当部長
みや が わ さ な え
宮 川 早 苗 CMP ジャパン(株)「食品と開発」編集長
や ま も と な み
山 本 奈 美 主婦 (五十音順、敬称略)